

防災施設についての質問

質問者：小濱、池田

波線の下線は住民コメントです。

1. 御社は昨年の洪水直後の7月30日、鹿児島県に平成22年8月着工、平成24年12月完成のゴルフ撮の全施設の建設工程が記入された林地開発変更届出書を提出されていますね？

A：はい

2. 御社は今年の3者協議の直後の5月19日、鹿児島県に平成24年6月着工、平成25年12月完成のゴルフ撮の全施設の建設工程が記入された林地開発変更届出書を提出されていますね？

A：はい

3. これらの変更届けについて鹿児島県は承認しましたか？

A：受け付けてもらった・・・

(始良・伊佐振興局は受理したが、承認をしていないと住民に回答)

4. 提出先の振興局は調整池を含めた防災施設の工事の延期を認めましたか？

(始良・伊佐振興局は認めていない)

A：認めてもらったと思う、私の中ではという表現は「私は進捗状況報告とか、変更とか提出する。その時にダメだとかいうことを受けていないので会社として良いと思っている。」である。

Q：私達の質問に対し振興局は文書としては体裁が整っているから受けただけである。認めただけでは無いと返事があった。伝達しておきます。

A：その辺はそういわれたかも知れないが、自分たちとしては認めていただいたという認識。

5. 御社が鹿児島県に提出している工程表で昨年の洪水前の防災施設の工期はどのようになっていますか？

A：平成22年7月30日届けている。その中の予定では24年10月から着工となっている。

Q：18年6月着工でしょう？平成22年7月の変更届を出す前はどうかを聞いている。県が認識していたはずの洪水前の工程表はどうかと聞いている。

A：そうではない、県に22年5月7日に施工状況報告書を出している、それに添付した工程表には18年は防災工事のみとなっている。変更届をださず。

Q：22年の施工状況報告書には工程の記載は無い。

A：防災だけの線

Q：自分の書いた変更届が分からないのであれば、帰って読んでください。

(県に確認しました。平成17年8月に提出された林地開発変更届出書に平成18年6月着工、平成18年12月完成とあり、これ以降洪水発生までに予定変更の届出はなされていません。)

6. 御社は昨年の洪水直後に23年11月着工、24年5月完成とする工事先送りの林地開発変更届出書を提出されました。実際に洪水が発生し、防災施設の早期完成が強く指導されている時期に見識な届けをされた理由をお示しください。少しでも道徳観のある企業であれば、災害が出たとしたら、即着工するのが当たり前はず、それが企業としてのコンプライアンスである。

A：調整池の管理とか、早急な土砂撤去は行った。完成させたいのだが、諸事情でなかなか、調整池が完成できない。

Q：色々な事情と言うが、このことは開発許可条件に記載されていること、それを先送りにして災害が発生した。住民が混乱しているときに更なる先送りの変更届を出す、企業の体質がおかしいと指摘している。社長の見解を求めます。

A（鎌田）：今の状況を見てもずーっと中断している。全ての土地の開発が進んでいるわけではない、開発途中であるので、145ヘクタール内・・・

Q：開発が進んでいないというが、開発は進んでいるではないか？山を削ったでしょう？

A（鎌田）：山を削ったけれども、それは全部、完成の・・・

Q：今、問いかけているのは洪水直後に調整池工事を含む工程の先送り申請をなぜ行ったのかである。ちょっとでも調整池の未完成が影響しているのではと感じ、すぐにも着工するのが普通

の土建屋の感覚ではないか？ 地元の感覚を逆なでるような、計画を後ろへずらす申請を行っている。先送りの申請提出は認めていますね？

A（鎌田）：そうです。だから今の沈砂池で大きな災害をうちの原因で出るという認識が・・・

Q：どんな気持ちで変更届をしたのかと聞いている。

A（鎌田）：諸事情がある。

Q：鎌田建設の諸事情でしょうか？

7. 御社は4月26日の3者協議の場で住民が調整池の完成時期の提示をお願いしましたが、回答されませんでした。その直後の5月19日、24年11月着工、25年5月完成とする工事先送りの林地開発変更届出書を提出されました。御社は今までにも散々、計画変更をし、地元住民に恐怖を与えてきました。鹿児島県の指導を無視し、再来年の5月まで脅え続けなさいとおっしゃるのですか？ なぜ、即着工すると言われないのですか？ 来年は大雨はないのでしょうか？ 来年は台風は来ないのでしょうか？

A（鎌田）：現状、即工事をしなければならぬという状況では無いという認識です。

Q：県の見解と異なる発言をされています。今、即やらなくても良いとの発言ですね？

A（鎌田）：そういうわけではない。

Q：そのように発言した。明日、雨が、台風が来たらどうするのか、それが土建屋の態度ですか？ 台風は来ないのか？ 大雨は降らないのか？

A（鎌田）：そのためにコンサル会社に調査を依頼した。

Q：完成していないという不法状態を調査させたのか？

コンサルの方に伺います。調整池とは流域内に降った雨をいったん溜め、満杯になるまではオリフィスで流すことになっていませんか？

A：基本的にそのとおり

Q：ポンプで排水している事実もある。鎌田建設の見解として記録します。

（7月30日、養豚場についての公開協議の場で「現況の調整池については新しくコンサルを入れて8月末以降に住民に示す。」と回答した。ところが5月19日には工程表変更届を県に提出している。住民を愚弄する行為である。）

8. 過去にも同様の林地開発変更届出書3通を鹿児島県に提出されていることは確認済みです。これらの5通の林地開発変更届出書について霧島市と協議、承諾を得られましたか？

A：協議していない

9. 過去5通の林地開発変更届出書の工程表には防災施設も含めて全てのゴルフ場の施設の工事が記載されています。これはゴルフ場の建設を継続するとの意思表示ですか？ それとも書類の体裁のみで鹿児島県を欺く届けですか？

A：できればゴルフ場をやりたいという考えである。ゴルフ場を出来る状態になれば。

Q：経営に関する質問であるから社長が答えるべき。詳細な工程を記載した変更届を過去5回提出している。県にゴルフ場をやるんだなどの認識を植えつけている。結果として騙しになっている。

A（鎌田）：そういう情勢が、ゴルフ場をやって企業として成り立つだろう、世の中は変わって行くだろうということで先送りをしている。

Q：世の中が変わって行くだろうということで調整池は完成しなくても良いという考えか？

A（鎌田）：そういうことではない。

10. 森林法施工細則7条に定められた標識の掲示義務について違反されています。認識がありますか？

A：壊れたから発注している。

Q：設置が義務付けられている。管理不十分ではないか？

A（鎌田）：発注してある。

（10月19日、新しい標識を確認した。施工業者は鎌田建設グループの三州建設であり、ゴルフ場工事が出来るとは思えない）

11. 御社が鹿児島県に提出された進捗状況写真には虚偽の画像が数多くあります。

- ・ 昨年の 7 月 30 日、提出された林地開発変更届出書に添付された画像は平成 16 年に提出された施工状況報告書の画像と同じです。
- ・ 平成 16 年から平成 19 年まで 4 年にわたって提出された施工状況報告書の画像は全く同じものです。
- ・ 平成 20 年から平成 22 年まで 3 年にわたって提出された施工状況報告書の画像も全く同じものです。
- ・ 今年の 5 月 19 日に提出された施工状況報告書に添付されました画像には A 調整池上の国有林の崩落現場が写っておりません。5 年以上前の画像です。

A：うその写真ではない、進捗がゼロであるから古い写真を利用した。

Q：県はそれを認めているのか？

A：今まで指摘が無かった。

Q：県は土建屋がまさかそんなことはしないだろうと思っていたはず。今年の報告書では国有林の崩落現場が写っていないものを提出しているでしょう？ 長期にわたって実際の状況と異なる状況を報告される御社の姿勢には驚きを禁じえません。鹿児島県を愚弄するような虚偽の画像を添付されて報告されました理由を教えてください。

A：進捗ゼロだから、それで良いと自己判断した。

Q：鎌田社長、土建屋さんはこんなことが許されるのですか？

A（鎌田）：それはちょっと・・・

Q：県に対して正しい現状を報告するのは義務でしょうか？

私達は資料の開示請求をして、驚きました。

12. 御社が霧島市、鹿児島県へ提出されました文書について伺います。

- ・ 前項で指摘しました虚偽の画像
 - ・ 昨年 10 月に県へ提出されました「主要防災施設の設置に係わる今後の対策」で明らかに鹿児島県の調整池設計基準に違反した対策の提示
 - ・ 昨年 8 月に霧島市へ提出されました「手籠川関係水利組合の要望書に対する回答」に含まれる調整池内部に草が生えている画像、および D 調整池の満水状態
 - ・ ゴルフ場管理状況として B 調整池、D 調整池の土砂撤去を行ったことが無いとの記載
- 土木の知識のある方が見たならばすぐにおかしいと見抜ける資料を提出されています。霧島市、鹿児島県の行政はこれらを見る力がないと思われているのですか？ 資料の体裁さえ整っていれば良いとお考えですか？

A：前の写真を使ったことについて、進捗ゼロであったから古いものを使った。

Q：今年の 5 月 19 日の進捗報告の画像は明らかに国有林の崩落があったはず。状況に変化があったでしょう？

A：状況に変化はあった。

Q：崩落現場の写っていない画像を添付している。

A：前の写真を使いましたので

Q：明らかにこのような災害の問題になっている。なぜ正しい写真を添付しないのか？

前田市長、鎌田さんは正直な資料を添付している面もある。その資料のおかしい点を霧島市、県の職員はこの不審な点をなぜ気がつかないのか、これは皮肉ですよ。

鎌田さんに対して、問題点を指摘してやらねばなりません。

土建業を営んでいる会社がこんないい加減なことをやっていることは話にならない。

(結果として鹿児島県、及び霧島市の職員はこの矛盾を指摘していない)

13. 本年 6 月 8 日、始良・伊佐振興局の鮫島技官の視察を受けられました。その報告書で次の事項を御社に対して指導したと記載されています。

- ・ 未完成調整池の早期完成の指導
- ・ 定期的な巡回と体積土砂の排土の指導

- ・ 要所に設けられた仮沈砂池の排土の指導
- ・ 排水施設の破損によるガリー侵食箇所には仮沈砂池を設け、土砂流出防止を図るような指導
- ・ 直接放流箇所、及び排水施設の補修の指導
- ・ 崩壊箇所の法面の緑化の指導

具体的な指導をしたと聞きました。

指導を受けられましたか？

A：指導を受けた。

14. これほどの指導を受けられていることについてどのように思われますか？

A：出来るだけやれるところはやっている。調整池の土砂上げとか、・・

Q：どう思うかを聞いている。指導を受けたことについて、恥ずかしいとか、問題ないとか。指導を受けるといことは土建屋として恥ではないか？

A（鎌田）：そうです。

15. この6項目の指導の履行状況を教えてください。

A：完成に至る前の安全策として、調整池の容量を確保するという事で、出来るだけ撤去している、今後も状況を見ながら対応する。沈砂池に近接する土砂崩れ箇所の緑化について、吹きつけは完了している。D調整池の容量確保についても指示を受けた。A調整池同様、容量を確保するという事で実施している。全てでは無いが取れるところはとっている。上部金網の設置についてはB、D設置した。布団カゴの設置についてはドレンパッドで良いという許可を受けている。B調整池はドレンパッドを付けている。A調整池、D調整池についてはドレンパッドでは水はけが悪いということで75ミリの穴であるのでそのままにしている。

3番ホールのガリー、侵食防止については大型土嚢を使って侵食防止を図るということで鮫島技官から改善したといわれた。

手籠川横の土砂仮置き場の整地は行い、下流河川に流れないようにきちっとしているつもりである。法面緑化に関しては市の方で・・をされるということで吹きつけだけは実施していない。

直接放流箇所 15番ホールの近辺の法面が壊れていたが、修復した。

10番ホールのガリー発生、沈砂池が壊れていたが修復した。

A調整池、D調整池の貯水容量不足は全く解消していない。

8月18日以降、一切の土砂撤去作業は行われていません。

B調整池の排水塔下部の75ミリVP管は詰まったまま。

3番ホールのガリー侵食、10番ホールのガリー侵食の補修工事は現在壊れている。

手籠川横の土砂仮置き場の土砂の撤去の指示を県の寺田係長から受けているはず。

Q：鮫島技官の指導に対応したとのことであるが、住民として日曜日にでもゴルフ場内の立ち入り確認を認めて欲しい。

A（鎌田）：けっこうです。

16. ガリー侵食箇所に設置した仮沈砂池の現状について説明願います。

Q：最近、ガリー侵食状況を確認したか？ 堀内さんは見に行っているか？

A：全地域ではないがパトロールは毎日行っている。

Q：現地の実態は土嚢袋の脇を回って、・・

A：そういうところがあったが、また補修をしたり・・

Q：堀内さんからガリー侵食の報告は届くのか？

A：報告はくる。

(ブルーシート、土嚢袋で作られた仮沈砂池は壊れてその機能を果たしていない)

17. 調整池の基本的な機能について伺います。

見解確認書の12項で調整池には「堆砂容量があり、その線までは砂が溜まることは許される。」との見解を述べられました。調整池の土砂を撤去しなければならない条件を教えてください。

A：LWLまで堆積したら底盤まで除去する。

Q：LWLとは調整塔のところのLWLか？

A：はい、オリフィスのところのLWLである。

酒匂：調整池の容量は堆砂容量の上に設定される。

Q：排水塔付近のLWLだけではなく、貯水容量が設計値を下回ったら、土砂を撤去しなければならない。

酒匂：基本的にオリフィス部の高さでOK、オリフィスの下方に堆砂池がある。そこに土砂の充填が確認されたら、撤去することになる。

(このコンサルさんは現地をご存じない、オリフィスの下方に堆砂池は無い)

Q：県・河川課の見解：調整池の土砂撤去基準は土砂がLWLより上位に堆積したとき、または貯水容量が設計容量を満たさなくなったとき、底盤まで除去するとの見解である。

18. 調整池に設置されます排水塔の機能について説明ください。

A：雨水が排水塔の天端に達するまではオリフィスで流量を抑制し、貯水量が天端を越した場合は調整池の破壊を防止するために排水塔より排水する。

19. 見解確認書の6項で洪水前の貯水能力について、A調整池＝6割、B調整池＝8割、D調整池＝9割と述べられました。

調整池設計の専門家の助言を得て私達が試算しました結果によりますと

A調整池：12.5%、洪水前の画像を元に試算しました。(資料参照)

B調整池：ゼロ 画像に残る堆積土砂の痕跡が前面擁壁の開口部と同じ標高であったことを算定の根拠としました。

D調整池：10% 堆積土砂の量によって推定

土木の専門家としての反論があれば伺います。即、反論ができなければ後日に文書で提示ください。

20. 前回、D調整池について御社は洪水前に満水で無かったとの証拠はないと説明されました。見解確認書の11項で過去、D調整池の土砂撤去は実施したことはないことをお認めになりました。9月28日の私達への文書によりますとD調整池に水が溜まっていたが昨年6月15日に排水完了したと霧島支所に報告されています。この排水作業後の画像はいただきました。排水作業前の画像を提供願います。

A：提供する。

Q：排水作業後のD調整池は土砂撤去をしなければならない状態でしたか？

A：はい

21. 現在のD調整池の土砂は撤去しなければならない状態ですか？

A：全て終わっていないから、土砂撤去をしなければならない状態である

Q：現在のD調整池の土砂はLWLよりはるかに高い、堀内さんの報告にあるか？

A：高さについてどの程度であるかは報告がある。

Q：堀内さんは土砂撤去条件を知っているか？

A：分かるものもあるし、わからないものもある。

Q：現地のパトロール担当者であれば、どのような状態が異常であるかの判定基準がなければ報告は出来ないのでは無いか？ 判定基準を与えている、与えていない、いずれか？

A：与えていない

Q：ということは現地パトロールの意味は無い、現地の担当者の自己判断ではなく、会社が報告の基準を定めるべきではないかと前回問いかけた。そのとき、文書は無いという回答であった。6ヶ月経過しているから、書類などを作られているだろうと思った。現在、どうか？

A：無い

Q：作業日誌は？

A：無い

Q：防災管理手順書、実施記録簿、などを堀内さんに渡さねばならないのでは？ 堀内さんは判断能力は無いと発言されている。あるのは出勤簿だけか？

A(鎌田)：堀内さんは高齢だから、若い人に代えたほうがいい。

Q：高齢な方を何ゆえ雇っているのか？ 地元の方は皆、怖い思いを・・・

A（鎌田）：20数年、見ているから、即代えたほうがいい・・・

Q：鎌田さん、判断できない人をそんな職務に置いている事は住民は危険である。それで良いのか？ あまりにもいい加減だ。土建屋としてよく考えてください。

A：雨が降ったあとは必ず・・・ 異常があったら私（白石）が見に行く

Q：D調整池は土砂撤去しなければならない状態であるか、堀内さんが判断していたか確認したかった。他の調整池についても聞きたかったが、堀内さんの同席を認めなかった。

昨年7月3日以降、住民は現場をよく見にいっている。現場事務所には誰もいなかった。駐車場のチェーンも張ったままだった。災害に対して予防をするために点検をするはず、当然の行動。パトロールはしているというが、出勤簿しかない、普通では考えられない。

（事業者は現地に防災担当者を置き、パトロールを実施していることで、管理していると主張、ところがその防災管理手順書、実施記録簿、報告書は存在しない。防災担当者は知識不足であることを認めた。）

22. 何時から撤去しなければならない状態でしたか？

A：だいぶ前から、気がついていた。

Q：前とは1年か、5年か、10年か？ 分からないですか？

A：はい

（貯水量が設計値を下回っていることから、相当以前より撤去しなければならない状態であったはず）

質問者交代 小濱→池田

23. 見解確認書の8項のB調整池近辺の土砂撤去について伺います。

本年1月19日行われました県・森林保全係の視察において、県の寺田係長は全量を撤去するように指導したと私達に回答されました。県の指導を受け入れ全量の撤去をされましたか？

A：一回目で全て撤去していない。2回に分けてとった。後、若干残っている、ぎりぎりのところで、道路が狭くなるので、ガードレールが壊れているので、一部、残してロープを張った。

Q：森林整備課の寺田係長さんからは全量撤去を指導したと聞いている。

A：聞いている。

Q：全量撤去していませんか？

A：はい、一部残っている

（撤去されていません、手籠川への土砂流出防止の応急措置がとられています）

24. 見解確認書の9項で洪水前に土砂が堆積していた証拠写真は持っていないと発言されました。私たちは昨年3月22日のA調整池に土砂が堆積していた写真を持っております。土木屋さんは必ず、着工前、工事中、完成後の撮影をされるはずで、調整池を含む現地の画像を本当に持っておられないのですか？ 隠蔽されるのですか？

A：調整池の写真はその時々撮影している。

Q：証拠写真は無いと言っていたではないか？ A調整池には土砂は溜まっていなかったと確認書にある。土砂は洪水で堆積したと発言されている。土砂が溜まっていないという証拠写真があるか？

A：溜まっていないという画像は無い。

Q：画像はある、溜まっていた写真はありますか？

A：あると思う

Q：その写真を見せてください。

A：・・・

25. 見解確認書の12項で「調整池の流量抑制はオリフィスで行う、オリフィスでの流量抑制が出来なくなったら、堰堤が決壊する。堰堤の決壊がなかったから雨水の調整機能があった。」と説明されました。土木の専門家として、この見解は正しいですか？

A：ここの調整池の場合は中で洪水調整するので堰堤が決壊しなくても・・・

Q：余水吐を設ける理由は堰堤の決壊を防止することにある。堰堤が決壊していないから災害を起こしていないというニュアンスの回答をしているではないか？

A：説明の仕方が悪かった。

Q：議員さんも霧島市も土木の専門家の発言だから間違いないとして聞いている。言葉の端々を調べてみたら、どうも嘘くさいということで県の河川課に聞いたりして、おかしいよねということで聞く。堰堤が壊れていないから、良かったんだねと議員さんは聞いている。そうでは無いではないか？

A：はい

(堰堤の決壊はありえない、そのために排水塔、または余水吐が設置される)

26. 見解確認書の16項で県が示す調整池設置基準には恣意的な要素が入り込む余地は無いとお認めです。見解確認書の14項でオリフィスの詰まりを防止する布団カゴの設置は不要との見解を示されました。A調整池の設計図ではドレンパッドが記載されていますがありません。ドレンパッドの代わりに土嚢袋を2段重ねてあります。これは県の承認事項ですか？

A：承認ということではなくて、事業者側でこのようにしますと伝えて実施した。

Q：誰に？

A：事後だったかもしれない、報告はしている。

Q：どこに報告したか？

A：林務課

Q：林務課はその判断はできない、判断が出来るのは河川課である。

河川課は土嚢袋ではだめと言っている。

A：応急措置として行った。

Q：御社の応急措置は継続するから駄目だ。行政の担当者は誰か？

A：・・・

(県・河川課の見解：土嚢袋で布団カゴの代わりにすることについて認められない)

27. 布団カゴの代わりにドレンパッドの設置は認められています。B調整池、D調整池のドレンパッドは機能せずに排水塔のVP管は詰まっています、確認されていますか？

B調整池は現在水が溜まっている、ドレンパッドが詰まっている。

A：ドレンパッドを付けている。

Q：詰まっているから、水がはけていませんね？

A：そうです。

Q：ドレンパッドは粘土質の水であつたら詰まりますね？

A：そうです。

Q：B調整池はドレンパッドが詰まって、水が溜まっている、排水されない状態ですね？

A：はい

28. 調整池設置基準には堆砂の除去等を行う目的で管理道路の設置が義務付けられています。A調整池、D調整池には管理道路が設置されていますか？

A：出来ていない。

29. A調整池について伺います。A調整池の土砂堆積の原因は国有林の崩壊が原因であると述べられました。国有林崩落現場の上には4番ホール、7番ホールがありますね？

A：はい

30. 4番ホール、7番ホールの雨水の導水路に崩壊場所はありませんか？

A：決壊場所はある。コース内に

31. 4番ホール、7番ホール対面の国有林には崩落場所はありません。確認されましたか？

A：分かりません

32. 国有林の崩壊は御社のゴルフ場の雨水が原因であるとの疑いはありませんか？

A：ない

Q：導水路の決壊場所があるといったではないか？

A：コース内の法面はコース内に向かっており、コース内の水が国有林に向かい、崩壊が発生したとは考えられない。

33. A調整池の前方堰堤と後方堰堤の標高は同じですか？

A：同じ

34. A調整池の前方堰堤と後方堰堤の深さを教えてください。

7メートル

底盤標高=263.0 コンクリート堰堤標高=270.5

(7.5メートル)

35. 3者合同視察で木佐貫川を遡りました。人の頭を越える程の雨水が流れた形跡があったことは前田市長にも確認いただきました。大量の雨水が流れたことをお認めになりますか？

A：はい

36. 排水塔下の暗渠には多数の軽石がありました。お認めになりますか？

A：はい

37. 昨年8月に御社が霧島市に提出された「手籠川関係水利組合の要望書に対する回答書」に添付されました排水塔の画像で上端に軽石の堆積、木屑の堆積があります。お認めになりますか？

A：はい、軽石が溜まっていたということは、そういったこともあったのかなと

Q：あったのかなでは無く、軽石はあったのです。暗渠にも軽石はあった。

A：見ていないので

Q：鎌田さんは建設水道委員会ではっきりと排水塔からの排水はなかったと発言しています。3者現地視察のときに、排水塔の中でこの軽石はどこからきたんですかと問いかけた。排水塔から流れたから木佐貫川にたくさんの水が流れた跡があった。訂正しないと仕方がないでしょう？市長も見ている。自分の高さよりも上を水が流れた、あれはオリフィスだけの流量ではないはず。

A：・・・

38. 排水塔の高さまで水位が届いたら、排水塔から排水されるはずですか。いかがですか？

A：

39. A調整池から木佐貫川への排水は全てオリフィスから排水されたと主張されるのであれば、降雨量の全てを92センチメートルのオリフィスで排水できるという根拠をお示しください。

A：後で計算、色々したら排水塔から排水されている。

見ていないから、計算根拠を見て、排水塔から出たのではないかなと思う。

Q：「排水塔から出たのではないかな」とは想像か？ 計算か？

A：計算結果からである。ようするに流出係数を0.7として計算したら排水塔から出ている。

Q：鎌田さんは排水塔から水は流れなかったと発言した。訂正するのか？

A：はい

Q：建設水道委員会でも陳情書を審査してもらっている、嘘だったという報告をしてください。自分のところでコンサルを入れて調べてみたら、嘘だった、嘘をついたということ。

A調整池の排水塔からの流出はなかった。全量オリフィスから流れた、だから下には無関係という論法だった。現地を見たら。

陳情の審議の場で嘘を言っている、議員さんは土建屋さんの発言であるから、

そうなのかなと思ってしまう。審査の結果までも左右する嘘発言である。

A：現地を見ていないから

Q：見ていないとは、現地の防災担当者は何をしているのか？ 何の役にも立たない人を置いているのか？ 私は見ていない、社員に任している、任している社員が何も見る能力が無かった、何にもならないではないか？

A（鎌田）：上に軽石があったから、超えただろうと、どれくらいの量が超えたか、それが災害に繋がったか、そういうところは分かっていない。

Q：計算されたから今、分かりましたね？

A (鎌田): 超えたというのは分かった。

40. 見解確認書の 26 項で A 調整池の土砂撤去について前方堰堤の周囲だけを若干とっておけば、いくら大きな水害でもこれは十分の能力があるという見解である、但し県の了解事項でない、と述べられました。県の指導を無視し単なる感で防災施設の維持管理をすることが許されるのですか？

A: 県の方は・・・

Q: ちょっと待ってください。この発言は鎌田さんが建設水道委員会で言った。今でもそう思うか？ 議会で発言したことである。住民は調査の結果、疑義が判明し質問をしている。議員さんも疑問に思わなかった。設計図と大きく異なる事実を把握した。

A (鎌田): それはどけないといけない、専門と相談して・・・

Q: こういった釈明を委員会に対して嘘だったと言うべき、議事録にも記載されている。事実としてまかり通ってしまう。

41. 見解確認書の 24 項で「A 調整池の排水塔の上から排水された形跡は無い、オリフィスから全て排水された。」と述べられました。見解確認書の 26 項では「前方堰堤の前の土手の高さまでの貯水能力がある」と述べられました。そこで確認いたします。A 調整池の前方の土手も調整池の機能を持ちますか？

A: 持たない

Q: 建設水道委員会が発言したことである。議事録にも記載されている。

(霧島市・建設水道委員会で、多くの虚偽発言をしている。この事実は同委員会に報告をします)

42. 御社が平成 3 年に作成、鹿児島県に提出された調整池設計図によりますと A 調整池のオリフィスは 92 センチメートル、B 調整池は 30 センチメートルとなっています。この設計図に基づいて建設された排水塔の工事は施工状況報告書によりますと遅くとも平成 7 年 2 月には終わっています。平成 8 年 3 月に C 調整池の廃止を含むコースレイアウトの変更の林地開発変更許可申請書を提出されました。その書類の中に A 調整池のオリフィスを 1.03 メートルから 92 センチメートルに、B 調整池のオリフィスを 28 センチメートルから 30 センチメートルに変更する内容が含まれています。この林地開発許可は平成 9 年 7 月に交付されました。矛盾がありますね？ 平成 7 年 2 月には終わっている工事の変更申請が平成 8 年 3 月に出されているのです。許可が下りたのは平成 9 年 7 月ですよ。林地開発行政を無視する無茶苦茶な行為ではありませんか？

A: 当時の考え方として、おそらく・・・出来るであろうという予測の元に・・・

A (鎌田): 工事自体はトーア工業という大手のゼネコンである。一括で工事を委託していたから、細かくは把握出来ていない。

Q: トーア工業が提出したのか？

最初の設計図作成は平成 3 年である。その設計図は 92 センチである。現地のオリフィスは 92 センチである。コースレイアウト変更申請 (17 番ホールをロングホールからショートホールに変えるということで C 調整池を作らなかつた。C 調整池の水は A 調整池に導きオリフィスを絞るといって平成 8 年に承認を受けている。当初から 92 センチである。103 センチから 92 センチに絞った痕跡は無い。このような不可解な変更申請を提出する御社の考え方がおかしいと指摘している。県にオリフィスのサイズを測ったかと確認した。土建業者を信用しているから計測していないという回答だった。このことでも県を騙している。嘘の申請をして

A (鎌田): トーア工業を信用していた。

Q: トーア工業も工事完成保証人のはず、この会社は存続しているか？

A (鎌田): 倒産した。ここが倒産したから工事を中止した。毎月出来高で支払っていた。

Q: 逃げられたわけですね？

A (鎌田): 逃げられたわけですよ。倒産したから。

(トーア工業の倒産は平成 10 年 12 月である。地域政策課に提出している工事進捗状況報告書の工事中断時期は平成 9 年 8 月であり、明らかに矛盾する。平成 23 年 10 月に林地開発許可標識を新しくした。本年 8 月頃まではトーア工業のままであった。新しい施工業者は鎌田建設グル

ープの三州建設である。ゴルフ場の建設が出来るかは怪しい)

43. 今年の8月8日頃、A調整池の排水塔の近辺の土砂撤去をされました。この時の土砂撤去は底盤まで行いましたか？

A：底盤まで除去していない

44. 10日後の8月18日には県議会の皆様の視察があり、議員の皆様がLWLより上まで土砂堆積している事実を確認されました。現在のA調整池の土砂は撤去しなければならない状態ですか？

A：LWLくらいまでできています。

Q：昨日、見に行った。LWLより1メートル程度上まで堆積している。堀内さんの報告は何ですか？堀内さんはサボっているか、見る能力が無いか、目が悪いか、電話が出来ないか。白石さん見に行ってください。今、撤去しなければいけない状態かどうかであるか。寺田さん一緒に行ってくださいませんか？

寺田：調整池の関係については林地開発の関係の許可が・・・

Q：土砂撤去条件は明らかになった、現地でLWLとはどこか分かる。自分の目で確認できる。それくらいは確認してくだされませんか？

寺田：県に報告して・・・私の立場として

Q：明日にでも見に行けるはず、道路から見える

寺田：私の立場として

Q：あなたの立場では無い、地元の事をぜんぜん考えていない。

寺田：そんなことはない。

Q：白石さん、私達の見解に間違いがあるといけないので確認します。土砂の撤去基準はLWLより上位に堆積した時、または貯水容量が設計容量を満たさなくなった時、底盤まで除去する、これで良いか？

A：そうです。

Q：A調整池は考えるまでも無く、ぜんぜん違う、LWL云々の話ではない。確認でした。

45. B調整池、D調整池の金網の上に最近、黄色い塗装の金網を設置されました。この理由を教えてください。

A：洪水時期に調整塔の上から水が入るとオリフィスを通過する。その時に木屑が入るとオリフィスが詰まる。当初は設置していなかった。当時の工事業業者が設置していなかった。指摘を受けて設置した。

Q：どこからの指摘か？

A：住民からの指摘

Q：土建屋であれば分かるはず。昨年D調整池が満杯になったのは同じ理由である。昨年も上部金網は無かった、B調整池は前面擁壁が未完成であったから金網は必要なかった。前面擁壁の工事を行ったから、上部金網を設置したということですね？

A：そうです。

Q：重要事項です。昨年の6月15日、排水をした、その時に金網を設置しておけば7月3日の満水にはならなかった、そうですね？

A：そうです

(この金網がなければ、軽石、木屑などが流れ込みオリフィスが塞がれる。平成7年の人身事故の原因はこのことであろう)

46. ~~御社は行政のパトロールを受けていることを理由に維持管理が適切であったと主張されています。見解確認書の29項で行政のパトロールは一部の場所のみであったこととお認めになりました。昨年より、鹿児島県はパトロールの都度、数多くの指導をしております。数多くの指導を受けながら、それに従っていない、自分の不都合な場所は見せない御社の姿勢では維持管理が適切であるというには無理があるのではありませんか？ 時間不足で省略した~~

47. 鹿児島県議会の9月本会議で御社は林地開発許可条件を守っていないこと、霧島市と交わした協定書を守っていないこと、指導に従っていない御社の姿勢について議論が行われました。鹿児島

県はゴルフ場の主要防災施設は未完成であり、設計図どおりの防災施設の早期完成を指導していると答弁されました。この事実に対してどのように思われますか？

A：指導は受けている。防災施設はとにかく早く完成させてくださいということは、県のパトロールとか、いろんな文書でもらっている、それは事実です。ただ自分たちとしては一応中断の状況であり、対応し切れていない。

Q：中断だから防災施設を作らないという事に対して指摘している、県はゴルフ場の中断は認める。防災施設工事の中断は認めていないと言っています。先送りの認めないと言っています。何でわれわれが指摘しているか分からないのですか？

A：・・・

48. 御社は見解確認書 1 項、2 項で法律、条例、協定書、覚書、指導を守るべきであり、林地開発許可条件について独自の見解は許されないと発言されました。

協定書の数多くの違反、法令の独自見解、鹿児島県の数多くの指導を無視されております。理由を述べてください。

A：出来るだけ迷惑を掛けないように防災施設をやろうかという気持ちでやっているが完璧に全部終わらせるのは・・・

Q：県は認めていない

A：分かる、自分たちとしても出来るだけ・・・

Q：明日から取り掛かりますというのが土建屋の良識ではないか？

A：・・・

49. 9月29日、30日の鹿児島県議会でゴルフ場の防災施設に関する討議が行なわれました。

林地開発許可条件が遵守されていない事実、長期にわたって住民を脅している事実を踏まえ、ゴルフ場の防災施設工事の開始について施工が確実に行われるよう、期限を切って事業者へ施工させることを検討する。土地利用対策要綱に規定された非協力者の判断も検討すると答弁されています。そこで最後に確認します。林地開発許可条件に規定された設計図どおりの調整池の完成時期を教えてください。

A：平成25年の5月ということで努力している。

Q：県はそれを認めていません。来年の梅雨の大雨は無い、台風は来ないと思っているのか。原発みたいな事を言っている。県が25年5月を容認したら、県が訴えられるということが議会の話題となっている。馬毛島問題も同様で、行政の指導を聞かない事業者であるとの指摘がされている。25年5月も努力するといわれている、鎌田さん来年は台風は来ませんか？大雨は降りませんか？

A（鎌田）：分からない

Q：25年5月ですか？

A（鎌田）：出来るだけ早急にやります。

Q：住民は御社が言う「出来るだけ」は聞き飽きている。何時ですか？

A：きちっと、・・・

Q：県は12月までに期限を切ると言っています。県の池田森林整備課長は25年5月では無いと発言している。私たちがなぜ、このような事を言っているかということ、お互いに正しいことをしていて、解釈の違いとかそういうことを云々言っているわけではない。法律違反をされている。そこはしっかり確認をしてください。明らかに、誰が見ても、法律違反の状態だ。地域住民に迷惑を掛けている。